

テレホン・ファクシミリサービス (ANSER) 規定

1. (テレホン・ファクシミリサービス)

- (1) とよしんテレホン・ファクシミリサービス (以下「本サービス」といいます。) は、あらかじめ指定された契約者ご本人 (以下「依頼人」といいます。) の口座につき、所定の照会、ならびに指定の取引情報を受信する場合に利用することができるものとします。
- (2) 照会において、当金庫が受信した口座番号・暗証番号が、とよしん ANSER サービス申込書 (兼変更・解約申込書) (以下「申込書」といいます。) にて届出の口座番号・暗証番号と一致した場合には、送信者を依頼人とみなし応答します。
- (3) 取引情報は、申込書で届出た電話の種類・連絡取引の内容にもとづき、届出の電話番号に送信します。
なお、依頼人が申込書で、取引情報の送信の停止を選択した場合は、送信を停止します。
- (4) 取引情報について、送信日に取引の一部が記載されない場合は、次回の送信時に送信します。
また、取引日が当金庫の営業日でない場合は、翌営業日に送信します。
- (5) 当金庫が応答もしくは送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫は既にご送信した内容について、変更または取消をすることがあります。
- (6) 本サービスの利用日、利用時間については、当金庫が定めた時間内とします。

2. (申込みの確認)

申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当な注意をもって照合し、相違ないものと認められた場合は、依頼人とみなし、本サービスを開始するものとします。

ただし、サービス開始後であっても、当金庫が届出内容との相違を認識し、またはその確認の必要性を認識した場合、確認作業を実施するものとし、その間、サービスの取扱いを停止する場合があります。

3. (基本手数料)

本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料 (以下「基本料」といいます。基本料には消費税を含みます。以下同じです。) を当金庫所定の振替日に、基本料支払口座から引落します。

この場合、各種預金規定・約定、総合口座取引規定、カード規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

ただし、基本料の引落しについて、別途契約がある場合は、その契約により取扱うものとします。

なお、当金庫はこの基本料を依頼人に事前に通知することなく変更する場合があります。

4. (免責事項)

- (1) 天災・火災・騒乱、および裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由、または当金庫の責によらない、通信機器、通信回線およびコンピューター等の障害、電話の不通等ならびに通信混雑により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫から取引情報を送信した後の、取引情報の管理および使用は、依頼人の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等については、当金庫は責任を負いません。
- (3) この取扱いによる取引情報の送信において、申込者に使用された印影と届出の印鑑との一致を確認して取扱いをした場合、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (届出事項の変更・通知等)

届出事項に変更がある場合には、依頼人は、当金庫所定の書面により取引店にただちに届出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

届出事項の変更の届出がなかったため、あるいは届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、当金庫から通知または送付した書類が延着し、または到達しなかったとき、もしくは依頼人が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. (解約等)

- (1) この取扱いは当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。
ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により依頼人に到達しなかったとき、もしくは依頼人が到達を妨げたときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
- (3) 契約口座が解約されたときは、その口座に関する本サービスの契約は解約されたものとみなします。
- (4) 依頼人に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前に通知することなく、契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。
 - ①一定期間以上にわたり取引情報の送信がエラーとなった場合。
 - ②依頼人が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ③当金庫に支払うべき基本料を支払わなかった場合。
 - ④支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立があった場合。
 - ⑤住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において依頼人の所在が不明となった場合。

7. (届出印)

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等は、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (契約期間)

- この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。
- また、継続後も同様とします。

9. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上
(2021.1.5)